

募集要項

1. 募集対象者

- (1) 隠岐の島町に住所のある方
- (2) 利用許可証発行日から1年以内に新規墳墓の建立が可能な方
- (3) 利用区画の清掃・整備等維持管理を継続して行うことができる方

2. 提出書類

利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて隠岐の島町役場施設管理課まで提出することとする

- (1) 大城墓地利用許可申請書
- (2) 申請者の住民票の写し（発行後3ヵ月以内、本籍地の記載は不要）
- (3) 委任状（代理人による申請書提出の場合）

3. 利用料金

無料とする

4. 利用者の決定方法

先着順にて決定する

5. 利用基準

- (1) 申請者1名につき利用希望を行うことのできる区画数は1区画とする
- (2) 新規墳墓を建立する際は事前に町民課へ届け出を行うこと
- (3) 移転や改葬等により廃墓する場合、町民課へ届け出を行うこと
- (4) 利用目的は墳墓の建立のみとし、それ以外の用途としての使用は認められない
- (5) 利用は申請者本人のみ認められるものとし、第三者への転貸は行わないこと
- (6) 隠岐の島町は、自然災害による墓地の破損を含む全ての賠償責任を一切負いかねます

5. 問い合わせ先

〒685-8585

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

担 当 課 隠岐の島町施設管理課

電話番号 08512-2-8573

F A X 08512-2-6005

M a i l shisetsu@town.okinoshima.shimane.jp